資格情報の確認方法について

【デジタル資格者証を利用する場合】①本人確認と②資格情報の有効性確認

別添

①事前準備

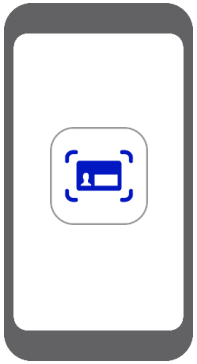


医療機関等の皆様

事前に以下をご準備ください



〇マイナンバーカード対面確認アプリ(※)
事前に、App Store / Google Playからダウンロード



〇マイナンバーカード対面確認アプリをインストールした
スマートフォン、タブレット

※カメラ（OCR機能）を用いて、マイナンバーカードの表面の情報を自動で読み取ります。
この機能は、以下の環境で利用できます。
- iOS: カメラを搭載している端末
- Android: カメラを搭載している端末
- macOS/iPadOS: カメラを搭載している、または接続している端末



資格保有者の皆様

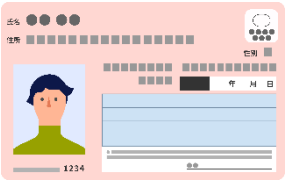
事前に以下をご準備ください



〇マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）
事前に、App Store / Google Playからダウンロード



〇マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）を
インストールしたスマートフォン、タブレット



〇マイナンバーカード
〇利用者電子証明書パスワード 数字４桁 ※
※マイナンバーカードを受け取った際に設定したパスワード

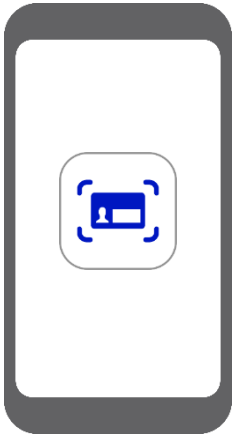
資格情報の確認方法について

【デジタル資格者証を利用する場合】①本人確認と②資格情報の有効性確認

②本人確認の方法



医療機関等の皆様



「マイナンバーカード対面確認アプリ」をインストールした
スマートフォン、タブレット

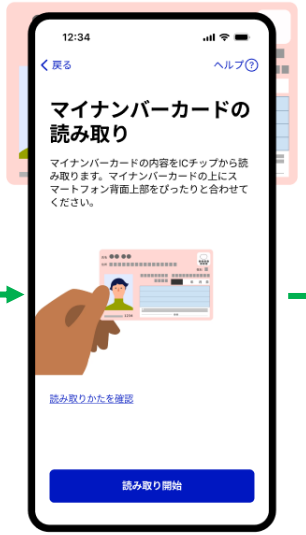
利用をはじめる



カードをカメラで読み取る

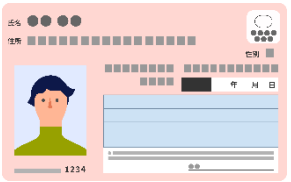


カードをかざす



本人であることを確認





マイナンバーカードの提示

資格情報の有効性確認のため、デジタル資格者証の表示を依頼

②資格情報の有効性確認の方法へ



資格保有者の皆様

資格情報の確認方法について

【デジタル資格者証を利用する場合】①本人確認と②資格情報の有効性確認

③資格情報の有効性確認の方法



医療機関等の皆様



資格保有者の皆様

スマートフォンのカメラ等で読み取る



検証の実施



資格情報の有効性確認





対面にて
デジタル資格者証を表示

※デジタル資格者証の発行については、
「国家資格に係る申請等手続のオンライン化について（周知）」（令和８年11月13日付け事務連絡）別添「申請等手続方法について」をご参照ください

※マイナンバーカード対面確認アプリとは

・マイナンバーカードの券面偽造対策として、実物のマイナンバーカードのICチップを読み取り、その情報をアプリの画面に表示するデジタル庁公式アプリ。

・実物のマイナンバーカード（ICチップ）と、スマートフォンのマイナンバーカードの両方の読み取りに対応。マイナンバーカードが一体化した特定在留カード・特定特別永住者証明書の読み取りにも対応している。

・利用者の暗証番号(PIN)の入力なしで、安全に属性情報（氏名・生年月日・住所など）の取得できる。
スマートフォンのマイナンバーカードでは、生年月日を開示しなくても、年齢や、20歳以上かどうか年齢範囲だけを取得することもできる。

・App Store / Google Playから、アプリをダウンロードするだけで利用可能。

・個人情報は、アプリ内の履歴には保存したり、スクリーンショットでの画面の撮影はできないようにしているが、犯収法にも対応した証跡として活用するために、PDFに出力できる証跡出力機能を搭載。

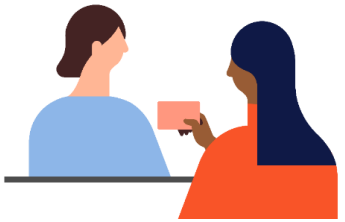
・読み取ったデータをシステム連携するために、対面確認SDKを提供している（要申請）

想定される活用シーン

・口座開設時の本人確認
・対面での身元確認（観光地の二重価格）
・年齢確認（飲食・娯楽・チケット販売）
・自治体窓口での本人確認　等

「マイナンバーカード対面確認アプリ」の詳細は、
デジタル庁ホームページをご確認ください。

＜デジタル庁ホームページ＞
https://services.digital.go.jp/mynumbercard-check-app/



出典：デジタル庁資料より厚生労働省により一部加工